

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市人権施策審議会 (第 1 1 回)		
事務局 (担当課)	人権・男女共同参画課 電話 042-769-8205 (直通)		
開催日時	令和 4 年 1 2 月 2 1 日 (水) 午後 6 時～午後 8 時 5 5 分		
開催方法	Web会議		
傍聴会場	相模原市役所 本庁舎本館 2 階 第 1 特別会議室		
出席者	委員	9 人 (別紙のとおり)	
	その他		
	事務局	6 人 (人権・女性活躍担当部長、人権・男女共同参画課長、他 4 名)	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	10 人 (ほか報道機関 8 人)
公開不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 議 題 (仮称) 相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について 2 その他		

審 議 経 過

1 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に規定すべき内容について

(1) 答申(案)について(10 相模原市人権委員会について、11 相模原市人権施策審議会について)

(矢嶋会長) それでは皆様からご意見をいただきたいと思うが、いかがか。

(事務局) 今説明をさせていただいた、資料1の10(1)の目的のところだが、工藤委員から資料をいただき、目的をこのように示させていただいたところである。ただ、前回の審議会の時に審議をいただいた中では、大きな枠である条例の目的を達成するため、また、救済に力を入れていくというご意見をいただいた。今、資料としては、このような形で示させていただいているが、資料を作成するに当たり、前回の審議会でもいただいた意見を踏まえ考えた内容があるので、先んじてお話をさせていただければと思う。10(1)の目的として、「人権を侵害されている人の救済を図ることにより、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進し、もってこの条例の目的を達成するもの」ということで、前回の審議会でもいただいた意見を踏まえた形で提案というか、意見を述べさせていただきたい。

(矢嶋会長) では、皆様からご意見をいただきたいと思う。

(金子委員) とりあえず目的についてということよろしいか。それとも今ご説明いただいた全体か。

(矢嶋会長) 特に順番は決めていないので順不同でご意見をいただければと思う。

(金子委員) 目的については、今、事務局から提案のあったようなシンプルな表現でよいかと思う。とりあえず目的のところはそう思う。

(矢嶋会長) ご指摘いただいたので、一つずつ固めていこうと思う。では、目的に関して、事務局から提案をいただき、金子委員からは賛同ということだったが、他の委員の皆様はいかがか。

(辻委員) もう一度提案の文言を繰り返していただけないか。

(事務局) 「人権を侵害されている人の救済を図ることにより、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進し、もってこの条例の目的を達成するもの」である。

(矢嶋会長) 辻委員よろしいか。

(辻委員) おおむねよいが、人権を侵害されていなければならないのか(侵害を予防する)という疑問が少しあるが、事務局としてはいかがか。

(事務局) 人権委員会の設置に関して、大きな目的として、救済を図っていくことというご意見をいただいたので、このような表現にさせていただいたところである。

(辻委員) 承知した。

(矢嶋会長) 目的規定に関して、他にご意見あるか。

(金子委員) 先ほど、ご提案のとおりでよいかと思うと言ったが、今もう一度伺い、個別的な救済にプラスして、やはりヘイトスピーチに対して一定のアクションを取ること、人権委員会の一つの役割であると思うので、救済の後にプラスアルファでそのことについて、つまり今日の資料1でいうと不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)の撤廃の部分であるが、声明の発出など、必ずしも個別的な救済に当たらないような部分についても一言触れておいた方が委員会の目的をより正確に表現できるというふうに思うが、いかがか。

(矢嶋会長) 金子委員から新たに提案があったが、その点に関して皆様いかがか。被害者の救済を図ること、及び不当な差別的言動を撤廃することといったような文言を入れた方がよいというご提案だったが。

(工藤委員) 申し訳ないが、金子委員がおっしゃったことをもう一度お願いできないか。

(矢嶋会長) 金子委員、再度お願いしてよろしいか。

(金子委員) 私も具体的な提案を申し上げたわけではなく、事務局案の文章が手元にないため、どのようにそこに文章を付け加えるべきかすぐに言えない。今の矢嶋会長のまとめでよいかと思うが、事務局の方で整理してご提案いただけないか。

(事務局) それでは、読み上げさせていただきます。「人権を侵害されている人の救済を図ること、また不当な差別的言動の撤廃を図ることにより、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進し、もってこの条例の目的を達成するもの」となるか。

(金子委員) 「図ること」が重複しているので、前段の「図ること」の前で一回切り、「救済及び不当な差別的言動の撤廃を図る」というようにつなげた方がよいと思う。それから、一点言葉の問題だが、このところの国の法令では差別の解消という言葉を使っているため、そことの整合性で、不当な差別的言動の撤廃ではなく、解消の方がよいと私は思うので、その点を提案したい。

(矢嶋会長) 事務局からの説明と金子委員の発言を受けて、工藤委員からご意見はあるか。

(工藤委員) 金子委員の言った趣旨を入れてくれれば結構である。

(矢嶋会長) 他の委員の皆様はよろしいか。

(金委員) 文字で表示されておらずあまり理解ができないため、チャットなどに入れていただき文字で見ることができれば、もう少し理解ができるのかなと思う。何度聞いても、「不当な」や「条例」のようなことが入っており、全体的な目的になっていて人権委員会の目的から少し外れているのではないかというニュアンスがあるため、チャットなどに文字を入れていただけるとありがたい。

(矢嶋会長) 事務局、チャット等の対応は可能か。

(金委員) 他の委員の皆様がよければ、多分大丈夫だと思うので、もし難しいようであれば次回でも大丈夫である。

(事務局) 金委員にご提案いただいたチャットで表示する件であるが、休憩時間があると思うので、申し訳ないがその時に見えるような形で準備することとしたい。

(矢嶋会長) では休憩時間以降にもう一度この話に戻りたいと思う。では、次に、組織に関してご意見のある方はいらっしゃるか。

(工藤委員) どこに入れるべきか迷っているのだが、私の書いた資料1参考の組織の(6)に守秘義務を書いたつもりだが、これについては組織の中に入れてよいのか、それとも、組織の運営のところに入れてよいのか、基本的な守秘義務はとても大事なことなので、どこかに入れて欲しい。それから二つ目だが、運営のところ、後で運営についての要綱なども作ると思うが、(1)の「委員会は会長が招集する」ということの意味である。実は委員会自体は、月に一回、二回とか定例会議で基本的には開催されるのだが、事件が突然起きたと、差別事象が起きた場合については、会長が緊急に招集するということを含めての話なので、そういうことは是非確認し、ご理解いただければと思う。

(矢嶋会長) ただ今、二点ご提案いただいたが、いかがか。

(金子委員) 守秘義務のことを書くのはもちろん反対はしないが、この種の審議会というか組織の運営について守秘義務が入るのは当然であり、ここの答申に書いても書かなくてもどのみちこれは条例に必ず載るべきことなので、答申で書くようなことではなく、少し詳細すぎるかなというふうに思う。それから、会長の招集権限についても、これももう当然のことなので、あえて答申で触れるほどのことではないのかなというふうには思うが、ただ、答申に書くべきではないということではないので、他の委員の方が書いた方がよいということであれば、別に書くことに反対するものではない。

(矢嶋会長) 他の委員の皆さんいかがか。

(工藤委員) 今、私が言ったことは、別に文章に掲載するかどうかは別にしても、そのことは根底にあるということをきちんと確認していただければ結構である。多分運営の具体的な内容等について、規定する時に触れられてもよいのではないかと思うので、そこはどこかできちんと触れるということを確認していただければ結構である。

(矢嶋会長) 工藤委員の今のご発言は、文書化しなくても、確認されればそれでよしという意見ということではよいか。

(工藤委員) 確認されれば結構だが、もしも後で運営要綱のようなものを作るのであれば、そのようなところで触れられてもよいのではないかと思う。

(事務局) 今、工藤委員がおっしゃった部分については、規則等で整理をする場面があると思うので、いただいた内容については、承知した。

(矢嶋会長) 事務局の方で受け止めていただいて、その点に関しては確認していただくということにしたいと思う。組織に関してはよろしいか。

(金子委員) 資料1の修正案の10(2)のイの部分だが、「人権に関する豊かな経験を持ち、中立性及び専門性を有する法曹実務家を含む者で構成すること」というのが非常に分かりづらいが、委員の要件として、全員が人権に関する豊かな経験を持ち、中立性及び専門性を有する者で、その中には法曹実務家が必ず入っていなければいけないという意味か。それとも、法曹実務家に対するその形容詞として、人権に関する豊かな経験を持ち云々ということなのか。

(事務局) 経験を有することが基本的な委員の要件としてあり、それに中立性、専門性を有する法曹実務家という考え方で整理をさせていただいている。

(金子委員) では、そこが少し分かりにくいので、全員に該当する基本的な要件をまず定め、それにプラスアルファでその中には法曹実務家がいなければいけないということを別に書き、さらにその性別に偏りが無い云々ということをもた書いておくというふうには、ア、イ、ウといった形で、その項目を増やして書いた方がよい気がする。いずれにせよ、もう少し資格要件のところを分かりやすくしていただければと思う。

(事務局) 修正した内容で申し上げますと、例えば、「人権に関する豊かな経験を持つ、中立性及び専門性を有する者で構成し、法曹実務家を含むこと。なお、性別に偏りが生じないようにするなど、多様性の確保に向けた配慮を行うこと。」というような形ではいかがか。

(矢嶋会長) 具体的な修正文をお示しいただいたが、いかがか。

(金子委員) この文をなるべく変えないように修正するとすれば、そうなるのかなというふうには思う。とりあえずよろしいかと思う。分かりやすいかどうかというところ少し別だが、変更点を少なくしたいというのがおそらく事務局のご要望なのかなというふうには拝察するが、

分かりやすいか。

(事務局) いただいたものでもう一回整理をさせていただく。

(金子委員) よろしく願います。

(矢嶋会長) では、再度少し事務局で整理をお願いします。

(金委員) その部分で、私は、「なお」の後を一つ、ア、イ、ウといった形にしてもよいのではと思うが、今後考えるときに参考にして欲しい。「なお」の後の「性別」からを一つの項目にしてもよいと思う。

(矢嶋会長) 私も今のご意見に賛成である。事務局、今、金委員からご提案のあった形で文案をもう一度考えていただくということでよろしいか。

(事務局) 承知した。

(矢嶋会長) では、組織に関して他にご意見がなければ、次に移ってよろしいか。ないようなので、では(3)の権能についてご意見をいただきたい。

(金委員) 私は、この権能の下に二つある※があまり理解できないのだが。

(矢嶋会長) これは、工藤委員のご提案に沿って、今回、修正案が書かれているので工藤委員からご説明いただくのがよいか、あるいは事務局から説明いただくのがよいか。

(工藤委員) 私から説明する。権能のところのオの部分であると思う。不当な差別的言動への対応の下に二つある※であるが、私は、(4)で入れたらどうかと思っていたが、手続の項で整理されたので、ここには基本的な方向性、権能を書いた方がよいのではないかと思っていた。事務局で考えてくれるのかと思っていたが、そのとおりに出ってしまったので、私の方で少し文章を考えてみた。「不当な差別的取扱い及び不当な差別的言動の解消のため、必要な調査及び審議等を行う。」という基本的な方向性だけ書いたらどうかと思っているが、それで(4)で手続の方に従って行って、そのためにこういうことが行われる、こういう手続があるということにつなげて行ってはどうかと思っている。

(矢嶋会長) 文章をお示しいただいたが、皆様、聞き取りは大丈夫か。首をかしげている委員もいるので、もう一度工藤委員の文章を読み上げていただいてよろしいか。

(工藤委員) 「不当な差別的取扱い及び不当な差別的言動の解消のため、必要な調査及び審議等を行う。」である。基本的なところだけであるが、追加してはどうかと思う。

(矢嶋会長) これをオの不当な差別的言動への対応というところに記載するということか。

(工藤委員) ※二個を削除して、そこの中に今言ったように文章を入れるということである。

(矢嶋会長) オの下に入れるということか。

(工藤委員) オのところの※二つを削除して、そこにこの文章に挿入する。

(矢嶋会長) 分かった。このようなご提案だが、いかがか。

(金子委員) 今、出ている、オの「不当な差別的言動への対応」というのは残るのか。そうではなく、オの後に今、工藤委員がおっしゃった文章が来るのか。

(矢嶋会長) 工藤委員の提案としてはどちらか。

(工藤委員) オのところに文章をそのまま入れた方がよろしいかと思う。今、言われて、それでよいかと思った。

(金子委員) その方がア、イ、ウ、エと平仄が合うかなというふうに思う。

(矢嶋会長) 今のオの「不当な差別的言動への対応」は削って、先ほどのご提案の文章を入れるということに関して、委員の皆様いかがか。よろしいか。

(竹村委員) この※二つは削除するということか。

(矢嶋会長) 提案はそのとおりである。辻委員、金委員からも賛同ということだが、他の委員の皆様もよろしいか。

(金子委員) その点については、よろしいかと思うが、ア、イ、ウ、エの部分だが、アの権能は、今回の答申でいうとどの部分に当たるのか。市長からの諮問に応じて差別の実情、撤廃に関する、撤廃よりも解消の方がよいと思うが、調査を行い、答申するというのは、今回の答申の中でそれに関する部分があったか。

(矢嶋会長) 先にオの記載についてまとめたいと思うが、オの記載に関して、他にご異論はないか。ご異論はないようなので、では、オに関して先ほどの文案で修文する。今、新たに金子委員からアに関してご質問があったが、これに関しても事務局、応答いただけるか。

(事務局) こちらの権能の部分については、前回の会議で工藤委員からご発言をいただき、その内容について、口頭ではあったがその内容でよろしいのではないかというご意見をいただいたので、明確にするために前回の内容を資料としていただいた。今回このような形で、紙で見えるように工藤委員からいただいた意見を掲載させていただいたところである。

(金子委員) 私が何を問題にしているかというのと、(3)に権能が並んでいて、その権能を具体的に行使していくときの手続が(4)に出てくる。細かい手続が出てくるという流れになるというふうに思っている。なので、今の権能のところのオについての手続は、声明や公の施設の利用制限などのように(4)の手続の中に並ぶが、アの、これは一般調査のような形だろうか、これについて権能として挙げるのであれば、それはどの手続で行うかということ(4)の中に書いておくべきだと思うが、そのような権能を持たせることになっていたのかどうか、私も明確に認識していないが。

(矢嶋会長) 工藤委員からご提案いただいた文言であるので、工藤委員から提案のご趣旨を再度説明していただいた方がよいと思うがよいか。

(工藤委員) 一つは、人権委員会の基本的な機能として、市長がいろいろなことについて諮問し、やはりそれについて人権委員会として調査をする、それから実情を調べてそれを市長に答申するという意味である。基本的にはそうだと思うので、市長からの諮問に応じて答申するというのをここで言っている。

(矢嶋会長) 金子委員が懸念されている手続との関係性に関しては、どのように記載するか。

(金子委員) 今のことについては、手続は特に書いておかなくてもよいと思うが、このような一般調査権限を持たせるということがこれまでの議論にあったかが分からないのだが、私としてはその権限を持たせるということについては全く反対するものではない。では、ここのアでそのようなことを記載するという事。その場合でも、記載の順番なのだが、私はやはり救済が最初に来るべきだと思う。個別救済である。ここでいうところのイだろうか。イが一番上に来て、次に先ほどご提案いただいたオの不当な差別的言動への対応が来て、その後今のアの一般調査が来る。ウはどのような権能か。ウはオとは違うのか。先ほどオでご提案いただいたこととは別の権能としてウがあるのか。

(工藤委員) 先ほど述べたが、役割として、まず一つは市長からの諮問がある。もう一つは、市民からの申出、被害者からの申出があるが、それについてもきちっと人権委員会で審議

をして結論を出し、市として対応が必要である場合については市長にきちっと意見を述べ勧告するということが一つである。この際、「調査にあたっては」とウの3行目にあるが、調査にあたってはこのようなことが必要ではないかということに掲載した。意見いただければ訂正して構わない。

(矢嶋会長) 今の工藤委員のご説明を受け、委員の皆様、さらにご発言のある方はお願いしたいと思う。金子委員から順番を変えるべきであるというご発言もあったが、それも含めて意見はあるか。

(工藤委員) 順番については、金子委員のおっしゃったとおり救済の方が先に来た方がよいと思う。私が言いたいのは、人権委員会は調査する権限を持っているということを強調したかったということである。そのことについては触れているつもりである。

(矢嶋会長) 先ほど金子委員から、イが一番で、次にオが来て、その次にアではないかというご意見があったが、残りのウとエの項目は、どのような順番にするか。

(金子委員) 順番というよりも、ウの権限がどのような権限なのかが今ひとつ分からない。エについてだが、エの権限は、どのような権限なのか。要するに、何を申し上げているかという、事務局が以前出していたいただいたフローチャートがあると思うが、フローチャートの中のどの権限についてのことなのか。

(矢嶋会長) 皆様お手元にフローチャートをお持ちかどうか分からないが、もしある方は見ていただきたい。事務局ないしは工藤委員に少し発言いただければと思うが、いかがか。

(金子委員) 今回の資料にはフローチャートは付いていないか。

(矢嶋会長) 付いていない。

(金委員) もし合っていれば、第9回の審議会のときは、この委員会の名前が第三者機関であったと思うが、その時には、人権行政のチェックや審査や救済の機能があるということが話されたことがあるから、多分その中の人権行政のチェックの中のことで審査をして救済をするっていう話は、以前あったような気がする。

(矢嶋会長) 事務局又は工藤委員から、今の金子委員のご質問についてご対応いただけるか。

(工藤委員) 後段の部分、エとオの関係であるが、実は、正直言うとエについては、いわば一般的な人権侵害について必要であるということを書いた。オについては、当初、不当な差別的言動への対応、ヘイトスピーチについて書いたつもりだが、それが今、オのところの文言は、「不当な差別取扱い及び差別的言動の解消のため、必要な調査及び審議等を行う。」ということで整理したため、エとオは一緒にオの方にも含まれてしまうので、エはなくてもよいのではないかと思う。

(矢嶋会長) 工藤委員の今のご発言だと、エはオに含まれるということではなくして構わないのではないかということであったが、ウに関してはいかがか。ウに関しても金子委員からご質問があったと思うが。

(金子委員) ウは、これは救済権限なのか。個別的な事案に対する救済であるならば、イと一緒に。

(工藤委員) イをもう少し細かく述べたつもりである。

(金子委員) 承知した。権能なので、できることのリストをごく簡潔に挙げていくべきだと思う。細かいことは、手続の方で細かく書いていけばよいことなので、先ほど申し上げたとおり、まず個別救済が来て、不当な差別的言動への対応が来て、次に一般調査が来る。そ

の三つが書いてあればよい気もするが、他にも何かあったか。

(金委員) 以前この権能について話した時に、人権推進協力団体の認定をここですということとは入れなかったか。

(金子委員) 認定は市長がするのではないか。前回お話をしたことだと思うが、この機関は、基本的には差別事案に対する救済に特化した機関であるため、それ以外のことは、市長部に任せる。もちろん一定の関与はするということがどこかに書いてあったと思うが。

(事務局) 今、金委員がおっしゃったことは、次のページ、4ページであるが、「11 相模原市人権施策審議会について」の(4)、(5)に人権推進協力団体の関係は入れるということで、審議会でお話いただき、こちらで対応しているところである。

(竹村委員) 私の理解が悪いのかもしれないが、オは先ほどの文章を明確に把握できていないので、イ、ウ、エについて、文末を見ると、要するに、イは相談・支援・救済で、ウは資料の提供や意見を述べる機会を設けることができること、それから、エは市長に勧告するわけであり、これが権能ということで私は理解したのだが違うか。人権侵害というのは、全般的に関係することであって、前置きの文章はまた別にして、権能としての端的な言い方というか、分かりやすくできないものかと思うが、どうか。

(矢嶋会長) 竹村委員、文案として具体的にどのような形にすべきというご意見か。

(竹村委員) 文案は思いつかないが、とにかく端的にこういう権能を与えるというか、そういうものを箇条書きすればよいと思うのだが、そういうことはできないものか。

(事務局) このアからオまでを見て、あと先ほど工藤委員からご説明いただいたところを勘案させていただくと、ウの部分については、イの内容を細かく表現しているところであるというふうに思う。エの部分についても包含されている内容と見受けるので、ア、イ、オを表記としては残していくということで整理ができると思う。また、先ほど竹村委員から勧告ということで言葉のお話があったが、手続の中で、例えば次の3ページになるが、アの声明の例えば(ウ)の意見を建議するという部分でも幅広く解釈することができるというふうに考えたところである。

(矢嶋会長) 今、事務局から整理をしていただいた形について、ア、イ、オを残して、ウとエはそれぞれイ、オに包含される関係にあるため削除するというのでいかがか。

(金子委員) 今の整理でよろしいかと思うが、何分文章化されたものを見てみないと分からないというところがある。少し今日中にはなかなか難しいと思うので、次回までに整理していただき文章化していただければというふうに思う。

(工藤委員) 私も今のいろいろな意見を踏まえ、もう一回再整理したいと思う。それは相談させてもらいたい。

(矢嶋会長) 事務局に具体的に修文をいただき、次回の審議会で最終にはなると思うが、その前に皆さんにメール等でご意見をいただくということでよろしいか。

(事務局) 審議会という形でやっているため、次回の審議会までの間に皆さんにお示ししてご意見をいただくことは、よろしくないというご意見を以前いただいたので、修文の内容について工藤委員と調整させていただき、案を作成し、次回の審議会でお示しするというようなことでよろしいか。

(金子委員) その流れでよいと思う。勘違いしていたが、今回のこの資料は、工藤委員からのご提案を受けて、事務局の方で作り直したものだというふうに思っていたが、工藤委員の

ものをそのまま載せたということなのか。

(事務局) (3)のこの権能の部分については、今、金子委員がおっしゃったとおりである。

前回の審議会の時に、工藤委員がお話しされた内容がおおむねよいのではないかという意見があったため、それを基にそのような形にさせていただいた。

(金子委員) 前回、工藤委員から口頭だけでお話があり、内容的には大体それでよいというふうに合意が取れたのだと思うが、工藤委員から出された意見に基づいて、事務局で行政用語や法令用語を整えた上で、少し整理をしていただいた方がよろしかったのかなというふうに思う。そのまま引用するとは私は思わなかったのも、その点またよく工藤委員とも相談していただき、そこで少しやりとりをしていただいて、この場に出すのにふさわしい案をまた作っていただければというふうに思う。要望である。

(矢嶋会長) 事務局、その文言の整理等も含めて、併せてお願いしてよろしいか。

(事務局) 審議会で出た意見を反映して資料を作っていくというところで、そのような対応をさせていただいた。工藤委員と調整させていただき次回に臨みたい。

(矢嶋会長) では、権能については、一旦区切りたいと思う。

(工藤委員) 組織のところでもう一つ必要なことがあると思っている。前に戻って恐縮だが、(2)の組織のカで、「相模原市人権委員会に事務局、専門相談員及び専門調査員を置くこと。」とあるが、そのこの事務局の役割をやっぱりきちんと明確にした方がよいだろうと思っている。カの次にキを入れ、人権委員会に独自の事務局を置くこと、それから、事務局は、人権に関する専門家、専門的知識を持っている人を1名以上配置することを追加したらどうかと思っている。なぜこれを入れたかという、川崎市条例は、この辺が少し問題になっている。川崎市に人権委員会的な役割を持つ審査会があり、そこにいろいろ差別事案が上がってくることになっているが、事務局が市の担当者、人権担当者と兼務している。したがって、市の担当者のところで審査会に上げる事案なのか、そうでないのか判断してしまっている。要は、兼務体制になっていて、多くの差別的な事案、内容が審査会に上がってこないということが今問題になっている。事務局は人権委員会独自に置くということをきちっと整理し、位置付ける。また、事務局については誰でもよいということではない。人権の専門家的な知識を持った事務局を置くということをしっかり位置付けた方がよいと思う。そこは少し今大事なポイントと思ったので、そのことを追加したいと思い発言させていただいた。

(矢嶋会長) 遡って(2)の組織の中に新たにキとして事務局に関する規定を設けるべきだというご意見だが、皆様いかがか。金委員は賛成ということだが。

(金子委員) ご提案に賛成するが、カの後ろにキを付けて人権委員会に事務局を置くだとかカの内容と重複してしまう。先ほどのご提案だと、独自の事務局を置くというご提案だったので、カを、相模原市人権委員会に独自の事務局を置くとし、キを作り、事務局職員について人権の専門性がある人間を置くというようなことを書き、さらにクとして、人権委員会に専門相談員及び専門調査員を置くというふうに分けて書くのはいかがか。

(矢嶋会長) 工藤委員、事務局はいかがか。

(工藤委員) それは金子委員の整理したとおりで結構である。

(事務局) 今のお話だが、地方自治法上、附属機関の事務局には、執行機関の中の職員を置くということとなっており、おそらく市長から任命を受けた職員以外の者が事務局の職員に

なることは少し難しいのではないかというふうに、今のところの考え方的にはそうなると思うがどうか。

(矢嶋会長) 今の事務局の発言は、先ほどの文言は、必ずしもそうならないのではないかということか。

(事務局) 今おっしゃっていただいた文言のところが必ず実現できるかということについては、検討が必要であり、実現が難しい可能性があるということである。

(金子委員) 先ほどの工藤委員のご提案は、人権委員会が独自の人事権を持って独自の事務局員を採用するという趣旨ではないと思う。もちろん市役所の職員の中から事務局員は選任されてくるということだが、そのときに、人権課と兼務をさせるのではなく、独自の事務局、独自の事務組織を置いて、要するに独自のスタッフを持つべきだという趣旨かと思うので、もちろんそれは、市役所の職員が入ってくることになると思う。先ほどの川崎市で問題になっているとおっしゃったのは、兼務をしてしまっていることが問題だというふうにおっしゃっていたので、兼務をさせない独自の事務局ということだと思うが、それなら十分可能であると思う。要するに、川崎市の市民オンブズマン事務局や人権オンブズパーソン事務局と同じような形で事務局を置けばよいという発想だと思うが、工藤委員はいかがか。

(工藤委員) 独自に、また別に、市の職員でない人を採用して置くということではなく、やはり市の職員の中に専門性を持った職員がいるだろうと。それから、そこに事務局を置くと人権委員会も常設になるので、市の職員も人権委員会の事務に専念させると。そういうことを含めて言っているつもりなので、今の金子委員の言うとおりでと思う。

(矢嶋会長) 事務局、今のご発言を踏まえていかがか。

(事務局) 附属機関の設置が前提になってくると思うが、他団体の事例を参考にしながら検討が必要であるものと考えているので、検討させていただく。

(矢嶋会長) お願いします。では、2ページの下から4行目の(4)手続に関してご意見をいただきたいと思う。

(金子委員) 先ほど休憩時間後にチャット等に文案を表示するという話があったので、ここで休憩を入れ、それを確認してから(4)に行くのがよいかというふうに思うがいかがか。

(矢嶋会長) それではそのようにしたいと思う。

—休憩—

(矢嶋会長) 再開したいと思う。最初に、先ほどの(1)の目的規定に関して、事務局から画面共有をしていただいている。「人権を侵害されている人の救済及び不当な差別的言動の解消を図ることにより、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進し、もってこの条例の目的を達成すること。」という文言であるが、いかがか。

(金委員) 今の文言について、ア、イ、ウとかで項目をもう一個増やすのか。それともア、イの代わりに入れるのか。

(矢嶋会長) 先ほどの話だと、ア、イを削除してその代わりにこれを入れる。

(金委員) 承知した。金子委員がおっしゃる救済の言葉が新しい文に入っていないようだが。

(矢嶋会長) 「人権を侵害されている人の救済」として救済の記載がある。

(金委員) 承知した。

(金子委員) 先ほどの権能の部分でも出ていたが、工藤委員からご提案のあった内容に基づい

た権能のところ「人権侵害被害者」という言葉が出てきて、今、共有画面で映していただいているところも「人権を侵害されている人」という言葉が出てくるが、この条例の一般禁止規定のところでは、人権侵害全般ではなく、差別的取扱いや差別的言動の被害者を救うということがこの条例の主たる救済対象だったように思うが、人権を侵害されている人というふうに結構広く取ってしまったてもよいものなのか。事務局に伺いたい。

(事務局) 今、金子委員がおっしゃったことだが、確かに、この条例の基本理念などを見ると、不当な差別のないといったところを使っているので、そういった不当な差別の被害者の救済を図るといった方が合致するのではないかというふうに思う。不当な差別について、人種、民族、国籍、信条等の事由に基づく差別というふうに定義をすると、人権侵害行為よりは不当な差別の方が狭くなる。この条例は、不当な差別の方に主眼を置いていると思うので、この「人権を侵害されている人」というところを、「不当な差別を受けている人」というような形で直すことはあり得ると思っている。

(金子委員) 私がなぜそのようなことを申し上げたかという、人権侵害と言うと例えば虐待なども含まれるような気がする。しかし、この人権委員会は、そういうことについては救済権限を持っていないため、やはり委員会の目的としては、もう少し狭めた方がよいかなと思ひ問題提起させていただいた。事務局の修正案のとおりでよいと思う。

(矢嶋会長) 他の委員の皆様はいかがか。

(工藤委員) 不当な差別とは何かと言っていたときに、やはり不当な差別とは何かということが出てくる。具体的に条文で規定されていて、少し長い、人種から始まって出身その他の事由を理由とする差別が不当な差別ということを行っているが、そのことは重複してもよいので書いた方がよいと思うがいかがか。

(矢嶋会長) 工藤委員のご発言についていかがか。

(金委員) そのままのAの方が分かりやすかったというのが少しある。新しい提案で少し疑問に感じたが、もし不当な差別を事務局の言うように入れるとしたら、新しい今の提案の目的に不当な差別が三回出てくることになる。最初の人権を侵害されている、のところ、に不当な差別を入れるとすれば、不当な差別という文言が三か所出て来て少し分かりにくい、くどいと思うので、私は最初のものに何か少し付け加えてもよいのではないかと思う。工藤委員の意見に賛成である。ちゃんと明記した方がよいと思う。

(矢嶋会長) 先ほどの工藤委員のご発言は、不当な差別を受けているというところの前に、元々の今日の修正案の中にある、人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病その他の事由を理由とする不当な差別ということ、書き足すという趣旨のご発言であったと受け止めているが、それでよろしいか。

(工藤委員) くどいが二重になっても構わないと思う。やはりはっきりした方が私はよいと思うが、別に解釈がきちっとしていればこだわらないが、私はやはりきちっとした方がよいと思う。

(金子委員) 委員会の部分の前に一般禁止規定でそのことが明記されているので、私は不要であると思う。この不当な差別的取扱いだけで十分であるというふうに思う。

(矢嶋会長) ご意見が分かっているが、他の委員の皆様はいかがか。不当な差別に関して、きちんとここで書くべきというご意見と、不要ではないかというご意見だが、他の委員の皆様いかがか。

(岩永委員) 目的や市の責務についてで、不当な差別について説明されているので、事務局の提案でよいと思う。

(矢嶋会長) 今入れるべきだという方が二人と、入れなくてよいのではないかと二人になってしまっているのが、是非他の委員の方にご発言お願いしたい。

(片岡委員) 私の勘違いかもしれないが、少しお聞きしたい。目的のところに入種、民族などが書いてあるが、ここのアとイを削除して、人権を侵害されているといった文言を入れるのではなかったか。目的のところに入種とあって、この二つを削除して、「人権を侵害されている人の」から「条例の目的を達成すること。」までの文言に入れ替えるのではなかったか。

(矢嶋会長) 事務局案は、そのとおりでお示しいただいているが、「人権を侵害されている人」を「不当な差別を受けている人」に直すということに関しては、皆様、合意いただいたと思うが、さらに、人種云々という説明を加えるべきだというのが、工藤委員、金委員のご意見であり、金子委員、岩永委員は、それは他のところで定められているので、ここでの説明はいらぬのではないかとということで、意見が分かれているということである。

(片岡委員) 後ろの権能の方の不当な差別的言動への対応というところに、今、工藤委員が言われた人種などを入れた方がよいのではないかと、その内容は分かる。でもこの人種、民族、国籍というのは、違うところの審議の中でも、過去に意見を出したところでも結構載ってきている。そうすると、あえてここで説明する必要はないと思う。

(矢嶋会長) 今のご意見は、多分金子委員、岩永委員と同じ趣旨の発言だと思う。

(工藤委員) 私も特にそこは対立してこだわるところではないと思う。この「人種」から「その他の事由による差別」が不当な差別であるということをはっきりと位置付けていただければ、別に文言についてこだわらない。前に、例えば、3(2)に入っていて、不当な差別の内容が指定されている。したがって、そこであるということについてしっかりと確認できれば、別にこだわらない。それは書かなくても、そういうことを確認していただければ結構である。

(竹村委員) 私も金子委員に賛成である。確認するが、「不当な差別を受けている者の救済及び不当な差別的言動の解消を図ることにより、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進し、もってこの条例の目的を達成すること」で事務局の提案はよいか。

(事務局) そのとおりである。

(竹村委員) ただ文面でいくと、金委員の言うように、不当が重なっているのが、最後の不当の部分は「差別のない」でよいのではないか。

(金子委員) 私も今のご意見に賛成である。少しくどいと思う。場合によっては、三番目に出てくる「不当な差別のない」を取ってしまってもよいかと思う。「人権尊重のまちづくり」だけにしてしまっても、この部分については構わないと思う。ここは、この目的から何らかの権限が生まれるわけではなく、あくまでも、言ってみれば看板のようなところがあるので、それほど細かくこだわらず、文章としてなるべく美しくすることが第一というふう思う。

(矢嶋会長) そのように修正した形でよろしいか。

(金子委員) 不当な差別を受けているのか、又は不当な差別的取扱いを受けているのか。どちらでもよいと思うが、事務局としてはどうか。

(矢嶋会長) 共有されている画面で、事務局は不当な差別的取扱いと修正しているが、皆様いかがか。

(辻委員) 「不当な」という部分は削除されるのか、されないのか。事務局のご意見に従うが、「不当な」と言ったら、今、委員のどなたかがおっしゃったとおり、不当ではない差別があるのではないかというところだと思うが、そういったところを厳密にするために、差別というのは一切許されないのだと。そのときの区別の仕方としては、差別と区別というようになる。そうした異なる取扱いについて合理的な根拠がある場合には区別になるし、差別といった場合はそうした合理性がない場合ということになるので、「不当な」というところを削除するというのは大変よいご指摘かと思う。

(矢嶋会長) 先ほど金子委員が削除するとおっしゃったのは、三番目の「不当な差別のない」というところであって、冒頭（一番目）の「不当な」を削除するというご発言ではなかったと思うが、今の辻委員のご発言は、むしろこの冒頭の「不当な」という文言を削除すべきだというご発言であり、違う話であると思うが。

(金委員) だが、その違う話がとても妥当だと思うので、最初の「不当な」がなくても本当によいのかなというところに私は一票を入れたい。辻委員の話に賛同する。

(金子委員) 「不当な差別的取扱い」や「不当な」という言葉について、資料3の5ページの5が一般禁止規定になっているが、ここに入ってきているので、それに合わせて多分事務局からも「不当な」とご提案があったのかなというふうに思う。いろいろな差別禁止条例では、「不当な」という言葉を入れるのが常套句となっており、先ほどの辻委員のご指摘はごもっともであるが、行政上の慣行や法令用語で言うと「不当な」を入れるのが一般的になっており、不当ではない差別はよいのかと言われると、確かにそうであるが。なので、先ほどの辻委員のご発言をこの条例の差別概念として採用するのであれば、資料3の5ページの5の「不当な」も外すということになるかと思う。

(事務局) 「不当な差別的取扱い」という部分であるが、例えば、障害者差別解消法等の中では、不当な差別的取扱いの禁止というように「不当な」という文言が入っていたかと思う。全ての法令を見ているわけではないが、そういった法令や川崎市の条例などの他市の条例を見ていると、不当な差別ということで取扱いをしていると承知しているので、この部分についてはこれでいかがかと事務局としては思っているところであるが、いかがか。

(矢嶋会長) 事務局から説明があったが、いかがか。

(辻委員) 事務局のご指摘でよろしいかと思うが、時間的にこのページでこんなに細かく議論していてよいのかと思って今伺っている。なので、もう私のところはご放念いただいて結構である。

(矢嶋会長) では、この件に関しては、事務局案でいくということではよろしいか。では、次に、資料1の2ページの(4) 手続に関して、ご意見あればお願いしたい。

(金委員) この手続についての最初の三行とも同じ言葉ではないか。私の理解が違うのか。「次のア、オについては」とその次の行の「アからオまでについては」は、どこが違うのかあまり分からないのだが、どうなのか。

(矢嶋会長) 最初の方は、「アとオについては」であり、その次の行は、「アからオまでは」なので、ア、イ、ウ、エ、オの全部を指している。

(金委員) 分かった。それでいて全く後ろが同じではないか。ア、オは、不当な差別的取扱い

及び不当な差別的言動に対する手続で、アからオまでも不当な差別的言動に対する手続であり、金子委員、何か違うか。

(金子委員) アとオについてだけ、取扱いと言動の両方に係る手続で、アからオの全てが差別的言動に係る手続である。という意味を多分ここは表現しているのではないかと思う。

(金子委員) これで皆さんは、何か手続をする人は分かるのか。取扱いと、取扱いがない不当な差別的言動について。今更このような質問をして申し訳ない。

(金子委員) 確かに分かりづらい面はあると思うので、例えば、1行目のところで、「次のアとオについては不当な差別的取扱い及び不当な差別的言動の双方に対する」、若しくは「両方に対する」というようにアとオについては両方に係って、アからオまでの全部はこの一方のみであるということをも明記してもよいかもしれない。それはまた事務局の方で適宜修正していただければと思う。

(矢嶋会長) では、その表現については、事務局に再度調整いただくということをお願いしたいと思うが、それ以外の部分に関していかがか。

(金子委員) この手続のところも先ほどの権能のところの順番に合わせて、今、オが救済となっているが、この救済を最初に持ってくるという形にさせていただければと思う。

(矢嶋会長) この点に関して皆様よろしいか。異論はないようなので、それ以外で意見はあるか。

(工藤委員) 今の資料で、アの声明からエまでのところに一行ずつ同じ文言を追加したらどうかと思っている。必要に応じて情報提供を行った者から意見を聴く、聴取することという文言をそれぞれのところに入れたらどうかと思っている。やっぱり情報提供者から意見を聴取することはとても大事なことで、そのことをきちっと入れた方がよいのではないかと思う。川崎市条例でもそういうことになっている。したがって、情報提供を行った者と、また加害者や疑われる者については事情聴取を行うことになっているので、まずは情報提供者と。大事なことなので、このことについては、入れた方がよろしいと思っている。

(矢嶋会長) 情報提供者からの意見聴取に関して、それぞれ明記するということであつたが、いかがか。金子委員からは賛成というご意見をいただいたが、他の委員の皆さんはいかがか。辻委員も賛同ということであるが、よろしいか。では、その文言の追加に関しては、事務局、願います。他に何かあるか。ないようなので、次に(5)その他に関しては、いかがか。

(工藤委員) アの部分で確認だが、修正文がメールで送られてきたが、修正文をここに入れるということによいか。「活動状況について、毎年度報告書を作成し、公開すること」というメールが来ているが、その文章がアになるという理解によいか。

(矢嶋会長) それで大丈夫である。

(金子委員) イであるが、「市長は委員会の答申等を尊重すること」はよいが、「また、対応について報告すること」の対応とは何なのか。また、どこに報告するのか。以上の二点について、教えていただきたい。

(事務局) まず対応については、その前のページの3ページの、例えば、エ(イ)で、勧告、命令、公表の対応があった場合には報告をし、その報告をする対象としては、人権委員会というような内容で考えている。

(金子委員) それを「対応」という言葉で言い表すのであれば、何々等の対応というように、

対応は一体何を意味するのかということの例示をしていただくなり説明をしていただいた方がよいと思うし、できれば、委員会に報告するという名宛人を明記していただいた方がよいと思うので、ご検討いただければと思う。

(矢嶋会長) 事務局、その点は、検討をお願いしてよろしいか。

(事務局) 承知した。

(矢嶋会長) では、次に、11に関しては、取消という文言が(4)、(5)に挿入されたが、それ以外は、よろしいか。

(金委員) 10と11のタイトルが同じだが、それは大丈夫か。

(矢嶋会長) 10は人権委員会についてで、11は人権施策審議会についてである。

(金委員) 承知した。

(矢嶋会長) 11の人権施策審議会についてはよろしいか。他にないようなので、これで終わりとする。

(2) 答申(案)について(12 不当な差別的言動について)

(矢嶋会長) では、この部分に関してご意見をいただきたいと思う。

(金委員) 10ページの(4)アの最後辺りに「光ディスク等について具体化すること」とある。だが、11ページの(5)アの最後辺りには、「光ディスクの内容はプレーヤーで再生しなければ見ることができないため、検討の余地があるとの意見があった」となっていて合っていないと思ったが、どうか。

(事務局) 10ページの部分については、1ページ前のページを見ていただきたいが、(4)拡散防止措置についてというくくりの中の表現である。これに対して、11ページについては、(5)不当な差別的言動の禁止についてというところの中の表現であり、この部分については、表現が変化しているというところである。

(金委員) (5)について、プレーヤーがなく見られないこともあるかもしれないが、ある人は見ることもある。だから、ちゃんと制限するのかがどうかあまりはっきりしていないなと思う。

(矢嶋会長) この件に関しては、前も議論があったかと思うが、委員の皆様、いかがか。

(金子委員) 「見ることができないため、検討の余地があるとの意見があった」ということで、いろいろな意見が対立したがためにこのような書き方をしたのだと思うのだが、ここについて結着をつけた方がよいということであるならば、私は光ディスクの配布そのものは、不当な差別的言動の禁止、つまり、場合によっては罰則がかかってくるかもしれない不当な差別的言動の禁止には含めるべきではないと思う。したがって、ここは光ディスクの配布は含めない。拡散防止については、光ディスクを配ったということについては、対象に含めてよいと思うが、この不当な差別的言動の禁止の中には、配るという行為だけでは、実際に言動を行ったわけではないので、含めるべきではないと私は思う。

(矢嶋会長) 双方の意見が出たのでこのような書き方となっているということだが、金委員いかがか。

(金委員) 私は、文言が少し合っていないということだけだったので。

(矢嶋会長) 金委員のご意見は、おそらく含めるべきというところに入っているかと思う。この文言に関してはよろしいか。

(金委員) 金子委員の意見に賛成である。

(矢嶋会長) それ以外に意見はあるか。

(金委員) 続いてもう一箇所であるが、今の(5)アのタイトルの下の2行目に、「個人の家やある施設の中などは対象外とすべきである」とあるが、その「ある施設の中」の「ある」とはどのようなことか。

(金子委員) この「ある」は、多分ミスタイプだと思う。「個人の家や施設」と書くべきところに不要な「ある」という文字が入っているように推測するが、いかがか。

(矢嶋会長) 事務局、単なる誤字ということでよろしいか。

(事務局) この部分は、おそらく川崎市の条例の解釈指針から引用している文言であり、その解釈指針の中には、「ある会館などの施設について」という表現がある。ここから「会館などの」を取ったと思われる。民間施設若しくは他の施設などもあり、この「ある」をとっても差し支えないかと思う。

(矢嶋会長) これは削除ということで皆様よろしいか。

(辻委員) 事務局を補足すると、川崎市の解釈指針の36ページに、おそらく事務局がおっしゃっているところに「ある会館」と出てくる。これを参照したのであろう。例えば、市民会館で個室を借り、不特定多数が出入りしない個室で述べるということを想定したと思われる。それを反映した文章を用意していただければよいかと思う。不特定多数の人が自由に出入りできる場所かという文言である。相模原市は、川崎市の「ある会館」をそういう意味で使っていると思われるので、そのような文言を付け加えればよろしいかと思う。

(矢嶋会長) では、その趣旨を踏まえ、事務局で修文をするということでよろしいか。

(事務局) 承知した。

(金子委員) 二点提案がある。まず一点目であるが、ここは全体をまとめて見ていくのではなく、やはり(1)から一つ一つ確認をしていった方がよいのではないかと思う。二点目だが、先ほどの金委員のご発言にもあったとおり、現段階では結論を出していない部分がある。結論を出さないまま答申をするということももちろんあり得るが、結構時間も経ったので、結論を出せる部分については、やはり出した方がよいと思う。先ほど、光ディスクの配布行為については、不当な差別的言動の禁止に含めない方がよいというようなことを申し上げたが、結論が出ていないところについては、結論を出さないまま答申をするのか、それとも結論を出して答申するかということ、やはり一つ一つ確認を取っていくべきであると思う。

(矢嶋会長) 進め方についてご意見をいただいているが、少し事務局に確認だが、残り時間があと20分ほどである。このペースだと、この項目を終了することがなかなか難しいと感じるが、今後の進行に関して事務局としてはどうか。

(事務局) 一つずつ進めていただくことで決定をしていただければと考えている。

(矢嶋会長) 審議が予定されている、確定している項目の確認や条例の名称などの話までは、今日いかないと思われるが、とにかく時間いっぱいできるところまでやるということでよろしいか。

(金子委員) もし打ち切るのであれば、ここで打ち切るのが一番よいと思う。

(矢嶋会長) 事務局いかがか。

(事務局) 今日の進め方に関しては、決められるところはできるだけ進めたいと考えている。

(矢嶋会長) 事務局としても多分時間いっぱい進めて欲しいという意向だと思うので、もう少し議論させていただく。金子委員のご発言にあった二点目のご提案で、これまでの審議を踏まえてということではあるが、これまでの審議で意見が分かれていたところと合意できるところがあつたが、今回合意できるのであれば、むしろ合意できるもので、最終的な答申をするという方針について皆様いかがか。特に意見が分かれているという記載がある点に関しては、最終的に合意できるかどうかの確認をした方がよいのではないかということであるが。

(事務局) 今日の進め方の話で恐縮だが、先ほどご意見をいただいたが、できるだけ進めたいというふうには考えているところであつて、今、課題となっている12は、大分時間を要することが見込まれるので、可能であれば、例えば13の意識調査・実態調査についてを進めさせていただき、なるべく進むような形で審議会を運営していただけるとありがたいと考えている。

(工藤委員) 12であるが、とりあえず今日は結論を出さず、少し時間がかかるようなので次回に送るということでよいか。

(矢嶋会長) 今、13、14辺りを今日は終えるということによろしいか皆さんにお諮りする。

(工藤委員) 12は、とりあえず今日は継続審議と。

(矢嶋会長) 12に関しては、そうである。

(工藤委員) 実は一つあつて、中身であるが、これは次回やるが、(2) 声明についてのところでもかなり補強すべきではないかと思っている。ここで議論するとまた長くなってしまうので、これは次回きちっと審議するという確認していただければ、内容は次回述べる。

(矢嶋会長) では、12に関しては、今日は議論に入らず、できれば13、14の二つは審議したいと思う。

(3) 答申(案)について(13 意識調査・実態調査について)

(矢嶋会長) 13に関してご意見をいただきたいと思うが、いかがか。

(金子委員) 細かいことで恐縮だが、(1) アのところ、「市民の意識を知り、主として教育・啓発の方向性を決めるため、」となっているが、元々の修正前の案は「ために」となっている。「ため、」としたのはなぜか。「ために5年を目途に行う意識調査」の方が文章は流れると思ったのだが、「に」を抜いた趣旨は何かあるか。イも同様である。

(事務局) 修正する。

(工藤委員) (1) アのところ、これは言葉の関係なのでそれほど問題ないと思うが、「市民の意識を知り」となっており、「知る」だけでは弱いのではないかと思うので、イにあるが、やはり「市民の意識を把握し」くらいにした方がよいのではないかと思う。

(金子委員) 賛成である。

(矢嶋会長) 辻委員からも賛同いただいた。では、その形で修正をお願いします。13に関して他にもしなければ14に進みたいと思うが、他にないか。ないようなので、13はこれで終わりとする。

(4) 答申(案)について(14 条例の見直しについて)

(矢嶋会長) 皆様からご意見をいただきたいと思うが、いかがか。

(金子委員) 柱書きの部分だが、「本条例制定後は、人権施策の運用状況、人権課題等を勘案し、条例を見直すこととし、次のような内容を盛り込むものとする」という書き方をすると、条例を見直して、次のような内容を新しい条例に盛り込むというように読めてしまうのではないか。「盛り込む」のは、何をどこに盛り込むのか。

(事務局) 今、金子委員がおっしゃるとおりで、改正をしないと盛り込めないような内容となっているので、例えば「見直すものとする」など、そういった語尾に修正が必要なのかと思う。

(矢嶋会長) では、事務局で修文の検討をお願いします。

(金委員) (3) のインターネットのことであるが、今の姿勢から見ると少し文言が弱いと思う。国の動向を見る必要があるのか。割と、もう少し強く国を動かすようなつもりで、インターネットもきちんと制限をかけるようなことをしないと、この条例も、国を過ぎて、よい条例を作っているので、インターネットのところがこのままだとあまり何もしなくてもよいような言葉に聞こえてしまうが、何かよい対策はあるか。

(金子委員) (3) が入った経緯を私はあまり記憶していないが、推測するに、インターネット上の差別的言動の規制というのは、自治体には実際には権限がない、ほとんどない。プロバイダに対する規制であるとか、あるいは、市の区域を越えるような規制というのは、なかなか難しいこともあるので、そこで、国がもっと強い法律を作るとか、制度を作った場合には、それを使う形で相模原市としてもやっていくけれども、なかなかそれが今ない状態なので、国の動向を見ながら何かできることはないか検討するという趣旨のことになっていたのだと思う。ここにこのようなことが書いてあるのは、残念ながらこれぐらいしか書けない、限界というのが私の所感である。

(矢嶋会長) 審議の経過は、金子委員がご説明いただいたとおりだったと私も記憶している。

(工藤委員) 今の(3)のところだが、金子委員がおっしゃったとおりで、おそらく国の動向とは法律の制定のことであろうと理解している。国の動向以外にも、例えば、かなり事態が進展して、プロバイダが要請に応じて削除する事態に至る場合も考えられる。法律はないけれども実質的にそういうことができるようになっていく可能性もある。国の動向だけに限定せずに、「国の動向等」として「等」くらいは入れておいた方がよいのではないか。というのは、川崎市でインターネット規制がやはりかなり問題となっていて、川崎市がプロバイダに削除要請し、その結果、プロバイダが受け入れ削除されたという経過もある。そういうことが社会的な一つの規範となり広がっていく場合もあるので、国の動向だけに限定せずに、もう少し含みを持たせ「等」くらい入れた方がよいのではないか。

(矢嶋会長) 「等」を入れることに関して、皆様いかがか。よろしいか。では、「等」を入れるということで事務局には修文をお願いしたい。他にこの項目について意見はあるか。ないようなので、これをもって、令和4年度第11回相模原市人権施策審議会を閉会する。

以上

相模原市人権施策審議会委員名簿

(五十音順)

No.	氏名	所属団体等	備考	出欠
1	いわ なが りょう こ 岩 永 良 子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら		出席
2	おお ぬき かおる 大 貫 薫	相模原人権擁護委員協議会		出席
3	かた おか かよこ 片 岡 加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会		出席
4	かね こ まさ よし 金 子 匡 良	法政大学法学部		出席
5	きむ え よん 金 愛 蓮	さがみはら国際交流ラウンジ運営機構		出席
6	く どう さだ つぐ 工 藤 定 次	一般社団法人神奈川人権センター	副会長	出席
7	たけ むら まさる 竹 村 優	公募市民		出席
8	つじ ゆう いち ろう 辻 雄 一 郎	明治大学法学部		出席
9	や じま り え 矢 嶋 里 絵	東京都立大学人文社会学部	会長	出席